

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	津市 精神障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、精神障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和6年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく精神障害者医療費助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定、更新 ・医療費の助成 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る津市精神障がい者医療費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)福祉医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 6の項 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 6の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療助成課
②所属長の役職名	医療助成担当副参事
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部保険医療助成課 福祉医療費担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3158

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14条に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 6の項	事後	
平成29年6月1日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	
令和1年5月31日	I－7 請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話059-229-3276	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話059-229-3117	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	I－4－② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 2の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 2の項	事後	
令和4年5月30日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長	医療助成担当副参事	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和4年5月10日時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月10日時点	令和5年5月15日時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月18日	I－1－② 事務の概要	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく精神障害者医療費助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定、更新 ・医療費の助成	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく精神障害者医療費助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定、更新 ・医療費の助成 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る津市精神障害者医療費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年9月18日	I－1－③ システムの名称	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年9月18日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 2の項	番号法第9条第2項 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 2の項 番号法第19条第6号	事前	
令和6年9月18日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月15日時点	令和6年7月31日時点	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年7月31日時点	事後	

[illegible]